

令和3年4月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 坂井市役所 多目的棟3階 大ホール

3. 出席委員 14名(番号は議席番号)

1番 (欠席)	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 (欠席)	9番 南出 直美
10番 (欠席)	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏美	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 (欠席)	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 4名

1番 本田 雄揮	8番 三寺 總左エ門	10番 大川 勝利
17番 西端 和雄		

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条の届出の報告について

報告第2号 地目変更(畑地転換)届の報告について

7. 議事録署名人

2番 高山 重則

18番 伊藤 勉

事務局	<p>只今から令和3年4月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は1番 本田委員、8番三寺委員、10番大川委員、17番西端委員から欠席の届出が出ております。只今の出席委員数は14名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言をされる場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に2番 高山 重則委員、18番伊藤 勉 職務代理者を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。</p> <p>整理番号1番、申請地は春江町田端、畑、198㎡です。譲渡人は埼玉県草加市花栗 ○○さん。譲受人は春江町田端 ○○さんへの売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は269アールです。続いて整理番号2番、申請地は丸岡町舟寄、現況田、55㎡です。譲渡人は丸岡町舟寄 ○○さん、譲受人は丸岡町舟寄 ○○さんです。許可後の経営面積は、140アールです。整理番号3番、申請地は丸岡町長崎、田、50㎡です。譲渡人は、丸岡町舟寄 ○○さん。譲受人は、丸岡町舟寄 ○○さんです。許可後の経営面積は、140アールです。整理番号4番、申請地は坂井町宮領、田と畑1,951㎡です。譲渡人は坂井町宮領 ○○さん、譲受人は坂井町宮領 ○○さん。許可後の経営面積は159アールです。</p>
議長	<p>それでは皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。なければ、お諮りをいたします。</p> <p>議案第1号は許可することに、決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<各委員> 異議なしの声
議長	<p>異議がないと認めます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。続いて議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。10件ございます。</p> <p>整理番号1番、使用貸借権設定の申請で、申請地は三国町三国東2丁目、307㎡です。用途は資材置き場です。借人は三国町南本町 岩本木材(株)代表取締役 ○○さん、貸人 三国町西今市 ○○さんです。親戚関係です。整理番号2番、所有権移転の申請で申請地は三国町三国東2丁目の319㎡です。譲受人 三国町三国東2丁目 ○○さん。譲渡人 三国町西今市 ○○さんです。住宅建築を目的として転用するものです。</p>

整理番号 3 番、所有権移転の申請で申請地は春江町中筋の 1,282 m²。譲受人は春江町江留上日の出 ○○さん、譲渡人は春江町中筋春日 ○○さんです。宅地造成のため転用するものです。

整理番号 4 番、所有権移転で申請地は春江町中筋の 250 m²です。譲受人春江町江留上日の出 ○○さん、譲渡人春江町中筋 ○○さんです。宅地造成のため転用するものです。

整理番号 5 番、所有権移転の案件です。申請地は丸岡町新聞、198 m²です。譲受人は福井市三ツ屋 ○○さん、譲渡人は丸岡町新聞 ○○さんです。住宅建築のためです。

整理番号 6 番、所有権移転の案件です。申請地は丸岡町東陽 1 丁目、289 m²。譲受人は丸岡町東陽 ○○さん、譲渡人は南越前町今庄 ○○さんです。住宅建築を目的とするもので建築面積は 95 m²です。

整理番号 7 番、貸借権設定の案件です。申請地は丸岡町上竹田 1,090 m²。借人は丸岡町上竹田 (有)谷口屋 代表取締役○○さん。貸人は丸岡町針ノ木 1 丁目 ○○さんです。谷口屋の駐車場を建設するもので整備面積は 1,090 m²です。

整理番号 8 番、所有権移転の案件です。申請地は春江町江留中 3,074 m²のうち 1,808 m²。譲受人は春江町江留中 ぱんだ不動産 代表取締役○○さん、譲渡人は春江町江留中 ○○さんです。共同住宅 22 戸の建設で建築面積は 407.613 m²です。

整理番号 9 番、貸借権設定の案件です。申請地は丸岡町東二ツ屋の 8,143 m²のうち 7,048 m²です。借人は福井市中藤新保 九頭龍砂利工業(株) 代表取締役○○さん。貸人は丸岡町東二ツ屋 ○○さんほか 2 名です。砂利採取用地として 1 年間の一時転用するものです。

整理番号 10 番、貸借権設定の案件です。申請地は坂井町長屋、河和田、宮領の 73,765 m²のうち 29,270.91 m²です。借人は石川県金沢市広岡 (株)熊谷組北陸支店 支店長 ○○さん、貸人は坂井町長屋 ○○さんほか 35 名です。北陸新幹線 坂井高架橋高架下整備他工事用地として 3 年間の一時転用です。

以上 10 件についてご審議願います。

議 長

当議案は現地確認を行っているので、報告をお願いします
整理番号 1 番、2 番、10 番の報告を 7 番濱中委員お願いします。

濱中委員

議席番号 7 番 濱中です。整理番号 1 番 2 番は隣接地なのであわせて説明します。区画整理に伴う計画的な地に位置しますが、現地はすでに埋め立て地となっており始末書が提出されていますので、確認ください。整理番号 1 番は岩本木材の排水が横断しており排水はしっかりされていること、2 番についても排水ができていないことから問題ないと思われま

整理番号 10 番は、新幹線用地で、以前すでに JV が借用していたものを、今回単独で熊谷組が借用するというものです。現地を歩くと以前と同様の状態であり 3 年後に返却予定ということで特に問題ないと思われま

議 長

整理番号 3 番、4 番、8 番の報告を、6 番飛田委員お願いします。

飛田委員

議席番号 6 番 飛田です。整理番号 3 番、宅地化が進み農地が数少ない状態でした。該当地は北と南で 2 筆に分かれており、真ん中を通る道は将来的に市道になる予定です。隣地との間には擁壁を施す予定ですが、少し問題があります。南の土地の最南端に両側に宅地があり、境目に簡易的土留めがあるものの、今後擁壁工事が進むと土が崩れて住宅が傾く恐れありと思われ、擁

議 長 南出委員	<p>壁工事を見直す話をしました。</p> <p>整理番号 4 番、造成済みの土地であります。本来許可してからであります、宅地化が進んでいるのでいたしかたないと思われまます。</p> <p>整理番号 8 番、アパートを今から建設しようという土地です。右側半分を先に造成するとのことでした。田と南の宅地の境に擁壁をたてており宅地の雨水が田に流れる状態でした。今後、パンダ不動産のアパート造成が進むと、杉田さんの田に U 字溝から水が流れると思われまます。土地の境目に擁壁がありますが、擁壁が傾いているため造成の後、境目を確認する必要があるとの話を行いました。</p> <p>整理番号 5 番、7 番、9 番の報告を、9 番南出委員お願いします。</p>
議 長 岡田委員	<p>議席番号 9 番南出です。整理番号 5 番 22 日、岡田委員と私そして事務局と現地確認を行いました。場所は丸岡町新聞地係にある田 1 筆 289 m²に申請者の住宅建築を行うものです。</p> <p>申請地は丸岡中学校より南へ約 460mにある農地であり、東側は排水路、西側は区道、北側・南側は宅地です。雨水については、西側の既存の排水路へ排水する予定です。隣接する農地はありません。周辺は住宅に囲まれており地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えまます。</p> <p>整理番号7番、場所は丸岡町上竹田地係にある田2筆1,090m²を社員駐車場増設のため転用を行うものです。</p> <p>申請地は当該地で豆腐製造を行う谷口屋の北側にある農地であり、東側は農道、西側は用水路、北側は田、南側は排水路です。</p> <p>雨水については、東側の排水路へ排水する予定です。隣接する農地への雨水流入を防ぐため既存の畔を土留めに利用しまます。地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えまます。</p> <p>整理番号9番、場所は丸岡町東二ツ屋地係にある田9筆 7,048m²を砂利採取のため1年間の転用を行うものです。申請地は県立グリーンセンターより北東へ約800mにある農地であり、東側は田、西側は区道、北側は排水路、南側は市道です。令和2年9月に許可を受け離接地を砂利採取のため一時転用し、事業完了になることから、引き続き一時転用申請を行うものであります。</p> <p>排水については、北側に集水桝を設置し、北側の排水路へ排水する予定です。進入路は南側の市道を利用するそうです。隣接する農地は前回の許可申請を受けた場所であり、土地所有者ならびに地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えまます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長 岡田委員	<p>整理番号6番の報告を12番岡田委員お願いします。</p> <p>議席番号12番岡田です。整理番号6番、周りはすでに住宅が建築され、今回の申請地だけ空いている状況でした。すでに側溝も東側に整備されており、道路の門型側溝に流れるようになっています。汚水桝も東側に設置されており、なんら問題ないと思われまます。</p> <p>続いて地元委員の意見を伺います。 整理番号 1 番、2 番を議席 12 番岡田委員お願いします。</p>
議 長	<p>議席番号 12 番岡田です。先に現地確認を行った濱中委員の報告のとおりです。問題ないと思われまますのでご審議お願いします。</p> <p>整理番号 3 番、4 番の報告を 15 番田中委員お願いします。</p>

田中委員	議席番号 15 番田中です。整理番号 3 番、4 番とも飛田委員説明のとおり宅地造成して問題ないと思われます。
議 長	整理番号 5 番の報告は地元委員である 10 番大川委員欠席のため、事務局の報告を求めます。
事務局	では大川委員からご意見を受けておりますので報告します。周辺営農にも影響ないため問題ないと思われます。
議 長	整理番号 6 番、7 番の報告を 2 番高山委員お願いします。
高山委員	議席番号 2 番高山です。整理番号 6 番についてこの周辺地は 50 cm 程度地盛りして住宅を建てており、排水に関しても U 字溝を敷設するとのことでなんら問題ないと思われます。整理番号 7 番、谷口屋の駐車場の件、駐車場が手狭になったということをやむを得ないと思われます。
議 長	続いて整理番号 8 番の報告を 11 番西端委員お願いします。
西端委員	議席番号 11 番西端です。整理番号 8 番について隣地も埋め立てられており、上下水道も完備であり、何ら問題ないと思われます。
議 長	整理番号 9 番の報告を 16 番中垣内委員お願いします。
中垣内委員	議席番号 16 番、中垣内です。整理番号 9 番について特に問題ないと思われます。
議 長	整理番号 10 番、長屋、河和田地係を伊藤委員お願いします。
伊藤委員	なんら問題ないと思われます。
議 長	同じく整理番号 10 番の宮領地係を南出委員お願いします。
南出委員	なんら問題ないと思われます。
議 長	では皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。
加藤委員	議席番号 3 番、加藤です。駐車場や資材置き場の案件がでていますが、農地はそれらに変更した場合、もとの農地に戻らないと思われます。地目変更に関しどのような指導をされているのか伺います。
事務局	事務局です。申請受付時に工事が完了したら、速やかに地目変更するよう指導しています。
田中委員	議席番号 15 番、田中です。地目変更が先か、5 条申請が先かという問題かと思いますがいかがですか。
事務局	事務局です。農地を農地以外にするためには、まず先に 5 条申請などで審議します。5 条許可がでてから土地形状を変更できるということです。不動産登記法により、土地の形状が変わってからおおむね 1 カ月以内に地目変更するように定められているため、そのように指導しています。
議 長	では改めて議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」ご異議ありませんか。

	<p><各委員> 異議なしの声</p> <p>では、異議なしとして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は原案のとおり、許可相当と認め意見決定いたします。</p> <p>次に議案第 3 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 3 号「現況証明願について」、今月は 3 件です。</p> <p>整理番号 1 番、出願者は春江町江留上本町 (有)坪金恒産 代表取締役 ○○さんです。春江町江留下高道 614 m²を地目変更するもので、昭和 53 年頃、春江町より警察官舎建築用地の代替地として埋め立て地の払い下げを受けております。しかし当該地が農地であることが判明し申請に至るものです。</p> <p>整理番号 2 番、出願者は丸岡町舟寄 ○○さんです。丸岡町舟寄の 672 m²です。昭和 46 年頃に住宅を建築し、以後宅地として利用し現在に至っています。</p> <p>整理番号 3 番、出願者は坂井町東荒井 ○○さんです。坂井町東荒井の 2 筆、合計 42 m²についてです。昭和 24 頃より、宅地として一体利用し、現在に至るという状況です。以上 3 件、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案について現地確認の報告をお願いします。整理番号 1 番、2 番の報告を 12 番 岡田委員お願いします。</p>
岡田委員	<p>議席番号 12 番 岡田です。整理番号 1 番は代替地として払い下げの埋立地であり、非農地と確認しています。整理番号 2 番は住宅地内に存在し、非農地であると確認してきました。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>整理番号 3 番の報告を 7 番濱中委員お願いします。</p>
濱中委員	<p>議席番号 7 番、濱中です。整理番号 3 番は宅地の隅の一部分が農地として残っているものでした。現場は一体的に宅地として利用されており、やむを得ないと思われれます。ご審議お願いします。</p>
議長	<p>続いて地元委員意見を伺います。整理番号 1 番の報告を 15 番田中委員お願いします。</p>
田中委員	<p>議席番号 15 番田中です。現地はエンゼルランド建設時から埋め立てられておりなんら問題ないと思われれます。</p>
議長	<p>整理番号 2 番の報告を、私 森から致します。従来から現況のとおり宅地でありなんら問題ないと思われれます。</p>
議長	<p>整理番号 3 番の報告を 5 番清兼委員お願いします。</p>
清兼委員	<p>議席番号 5 番清兼です。濱中委員の現地確認の報告のとおりです。家を建てるために指摘されわかったもので、致し方ないと思われれます。</p>
議長	<p>それでは、皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>なければ、お諮りをいたします。</p>
委員	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 3 号「現況証明願について」は原案のとおり、承認いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>

	<p>農業振興課の説明を求めます。</p>
<p>農業振興課</p>	<p><説明> それでは、議案第4号「農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>利用権設定を受ける者（借り手）は16名、利用権設定するもの（貸し手）は19名。田の新規は38筆72,996㎡。田の更新は11筆23,103㎡です。畑の新規は16筆9,886㎡。畑の更新は1筆3,970㎡、合計面積66筆109,955㎡です。8,256㎡。</p> <p>所有権移転は1件13,055㎡です。</p> <p>整理番号1番、申請地は四ツ柳で、所有権を移転する者は丸岡町西里丸岡 ○○さん。所有権移転を受ける者は丸岡町四ツ柳 ○○さんです。</p>
<p>議長 加藤委員</p>	<p>それでは、皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>議席番号3番加藤です。濱中委員および事務局に伺います。</p>
	<p>三ツ星畑と個人との賃料ですが10aあたり2,000円となっていますが、私の地域では10a10,000円での契約と取り決めてあります。内訳は、水道、経常賦課金等が5,000円、地権者分として5,000円です。2,000円の料金はどのように設定されたのでしょうか。</p>
<p>濱中委員</p>	<p>三ツ星畑と○○さんとの契約ですが、米納津地区では農地所有者は、所有していてもお金がかかるので、耕作者を探している状況です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p><各委員> 異議なしの声</p>
	<p>異議がないと認めます。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり承認します。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の届出の報告について」を議題とします。事務局の報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p><報告> 報告第1号「農地法第4条の届出の報告について」説明します。</p> <p>届出者 三国町加戸 ○○さんの三国町加戸と平山の畑150.44㎡を農作業所建築のため転用するものです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、報告第2号「地目変更（畑地転換）届について」です。事務局の報告をお願いします。</p>
	<p><報告> 報告第2号は1件あります。届出者 丸岡町野中山王 ○○さん、丸岡町野中山王の754㎡について、畑作園芸のため、田から畑に地目変更するものです。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>（午後3時40分 議事終了）</p>